

令和 5 年 度

定期監査結果報告書
(第 1 次)

企 画 総 務 部
保 健 福 祉 部
市 議 会 事 務 局
選挙管理委員会事務局
公平委員会事務局

大 牟 田 市 監 査 委 員

定期監査の結果について（令和５年度第１次）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象部局等 企画総務部、保健福祉部、市議会事務局 選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局

3 監査の実施期間

令和５年 10 月 1 日（日）から令和５年 11 月 30 日（木）まで

4 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行等 令和５年 8 月末日現在

物品、現金等の管理 検査日現在

5 監査の着眼点

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

6 監査の方法

今回の監査は、主に令和５年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

7 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項、検討・改善を要する事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第 199 条第 14 項）。

【監査項目】

一般会計

（企画総務部）

[歳入]

- | | | |
|---|--------------|-----------------|
| 1 | 自動車臨時運行許可手数料 | (公共施設マネジメント推進課) |
| 2 | 広告料収入 | (公共施設マネジメント推進課) |
| 3 | 物品売払収入 | (契約検査室) |

[歳出]

- | | | |
|----|----------------|-----------------|
| 4 | 文書管理費 | (総務課) |
| 5 | 企画管理費 | (総合政策課) |
| 6 | 秘書事務費 | (秘書課) |
| 7 | ふるさと納税推進費 | (広報課) |
| 8 | 財政管理費 | (財政課) |
| 9 | 派遣職員関係費 | (人事課) |
| 10 | 職員健康診断・健康相談関係費 | (職員厚生課) |
| 11 | 自動車管理費 | (公共施設マネジメント推進課) |
| 12 | 世界遺産関連施設等保存活用費 | (世界遺産・文化財室) |
| 13 | OA賃借料 | (デジタル行政推進室) |
| 14 | 庁舎整備推進事業費 | (庁舎整備・組織改革推進室) |

(保健福祉部)

[歳入]

- | | | |
|---|------------------|----------|
| 1 | 保健衛生使用料 | (保健衛生課) |
| 2 | 老人福祉費負担金 | (福祉課) |
| 3 | 保育所費負担金・天領保育所使用料 | (子ども育成課) |

[歳出]

- | | | |
|----|------------------|-----------|
| 4 | 社会福祉総務費 | (保健福祉総務課) |
| 5 | 保健衛生総務費 | (保健福祉総務課) |
| 6 | 健康づくり推進費 | (健康づくり課) |
| 7 | 生活困窮者自立支援事業費 | (福祉課) |
| 8 | 訪問サービス給付費 | (福祉課) |
| 9 | 就労支援事業費 | (保護課) |
| 10 | 天領保育所管理運営費 | (子ども育成課) |
| 11 | 子育て世代包括支援センター事業費 | (子ども家庭課) |
| 12 | 重層的支援事業費 | (子ども家庭課) |

（市議会事務局）

[歳出]

- 1 委託料 (市議会事務局)

（選挙管理委員会事務局）

[歳出]

- 1 市議会議員選挙費 (選挙管理委員会事務局)

介護保険特別会計

（保健福祉部）

[歳入]

- 1 介護保険料の調定・収入 (福祉課)

【個別指摘事項】

一般会計

（企画総務部）

- 1 広告料収入 (公共施設マネジメント推進課)

公用車の広告料において、前年度からの継続契約分4件と令和5年4月1日契約分1件の調定を4月17日付で、5月1日契約分の調定3件を5月17日付で行っていた。調定日は、原則、収入し得る権利の発生した日であるため、新規契約の場合は契約日、継続契約の場合は年度当初（4月1日）で調定を行うことが適当である。

また、調定簿の収納年月日は、指定金融機関等での収納日と収入消込日が混在して記載されていた。

原則に沿った調定処理を行い、適正な事務の執行に努められたい。

- 2 自動車管理費 (公共施設マネジメント推進課)

令和5年3月31日の16時以降に給油したガソリン代の請求が、16時以降の給油は翌日の事務処理になる旨の業者からの申し入れに基づき、令和5年4月分の請求書に含まれていた。支払い処理時の確認が不十分であったため、令和5年3月分のガソリン代を令和5年4月分として支払っていた。

出先機関への配置車分であったため、原課からは配置車給油管理

表にて3月分の報告が提出されており、令和5年4月分の公共施設マネジメント推進課作成の共用車給油管理表には給油日3月31日で記載されており、3月分が4月分の請求書に含まれていたことは承知していたにもかかわらず、支払い処理を行う総務課への連絡不足で会計年度を誤った支出となったもの。

地方自治法第208条に規定されている「会計年度独立の原則」に基づいた事務処理となるよう、再発防止策を講じられたい。

（会計年度及びその独立の原則）

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

（保健福祉部）

1 老人福祉費負担金 （福祉課）

老人福祉費負担金は、①老人ホーム費負担金、②老人ホーム費負担金滞納繰越分、③老人ホーム等措置費負担金、④老人ホーム等措置費負担金滞納繰越分の4科目で構成されている。

今回の定期監査において、以下のような事例が見受けられた。

- ・調定はされていたが、納入通知書が未発行となっていた。
- ・納入通知書が送付されず、個人ファイルに残されていた。
- ・令和3年度に負担金855,578円が調定されていなかったため、本来であれば同額が収入未済額として発生しているが、令和3年度の決算書上では収入未済額が0円となっている。
- ・令和3年度に調定されていなかった上記の負担金が令和4年度に滞納繰越分として調定されていた。
- ・負担金1名分が令和5年3月分（令和4年度分）にもかかわらず、令和5年度に調定されていた。（令和4年度は11ヶ月分しか調定されていない。）

また、発行された納入通知書の件名は令和5年4月分となっていた。

・大牟田市老人福祉法施行細則第10条第2項では、徴収額の納期限は翌月25日（その日が休日又は土曜日に該当するときはその翌日）と規定されているが、老人ホーム費等措置費負担金は翌々月の25日に設定されている。 ※該当月の翌々月に調定している。

老人福祉費負担金のうち、老人ホーム費負担金については、令和2年第1次定期監査において、法令の規定に沿った適正な調定事務の実施及び、事務処理の遅延や漏れが生じないように組織的なチェック体制の整備について個別指摘を行っていた。

この指摘に対し、令和3年4月6日付の措置報告で、調定に関する勉強会の実施、事務状況を可視化し複数の目でチェックできる体制を整える旨の報告があった。

しかしながら、今回の監査においても、令和2年第1次定期監査時と同様の事務処理誤りが確認され、規定に沿った適正な調定事務の実施がなされておらず、報告されていた調定に関する勉強会の実施や、複数の目でチェックできる体制の整備について、その実行が確認できなかった。

歳入事務に関しては、各部局の経理担当課に決裁関係書類が送付されていないことが多く、また、基本的な歳入事務に関する知識が乏しいまま事務にあたり、滞納繰越分に関しても、漫然と納入通知書を送付するだけとなっている。

結果、今回指摘したような事例が発生している。

改めて、老人福祉費負担金の歳入事務について、勉強会の実施や、複数の目でチェックできる体制の整備などを行い、事務処理誤りの再発防止に努められたい。

【検討、改善を要する事項】

一般会計

（企画総務部）

1 ふるさと納税推進費

（広報課）

ふるさと納税事務業務委託契約に関して、契約保証金の免除について、口頭での確認のみで、証する資料は提出されていなかった。

契約保証金はその請負契約上の義務の履行を確保するための担保

であり、その減免については、大牟田市契約規則第23条の2第3項に「契約の相手方が、過去2年間に国等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。」と規定されており、口頭のみでは、大牟田市契約規則第23条の2第3項に該当するかの確認が不十分と考える。

確認が適切に行われるよう、改善されたい。